

議第27号

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例

京都市国際親善交流基金条例の一部を次のように改正する。

別表事業補助等国際親善交流基金の項中「981,824,500」を「781,824,500」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

提案理由

事業補助等国際親善交流基金の一部を処分する必要があるので提案する。